

雲仙市医療的ケア児等支援事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族に対して、レスパイト利用に係る費用を助成します。

対象

次の要件をすべて満たす医療的ケア児

- 雲仙市に住民登録があること
- 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること
- 在宅で同居する保護者等による介護を受けていること
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- 訪問看護により医療的ケアを受けていること
- 人工呼吸器を使用していること

対象となるサービス内容

訪問看護事業所が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を、自宅又は自宅以外の場所で利用することができます。

- 【サービス内容例】
- ◆ 親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護
 - ◆ 病院受診時の付き添い
 - ◆ 書館や博物館などへ出かける際の付き添い

- * 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。
- * 訪問看護事業所がサービス提供できると判断した内容・場所であれば、制限はありません。
- * 看護を伴わない見守りは対象となりません。

補助金額

7,500円(1時間あたりの単価) × 訪問看護の時間

- * 上記の時間は、健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護の利用時間であり、1時間未満の端数がある場合は切捨て
- * 補助対象となる費用の実支出額が上記の金額よりも低い場合は、補助金額は実支出額となる
- * 対象となる医療的ケア児1人につき、年度あたり96時間が上限

利用の流れ

①利用相談

医療的ケア児の家族から、利用している訪問看護ステーションへ相談を行います

②利用申請

訪問看護ステーションを経由して、下記書類を雲仙市福祉課へ提出します

- ・利用申請書
- ・医師の訪問看護指示書(写)
- ・人工呼吸器装着が分かる書類

③利用決定(却下)の通知

雲仙市福祉課から、利用決定(却下)通知書を訪問看護ステーション経由で通知します

④サービス利用・補助金申請

訪問看護ステーションが、サービスを提供し、下記書類を毎月10日までに雲仙市福祉課へ提出します

- ・交付申請書兼実績報告書
- ・実績内容報告書
- ・実支出額が確認できる書類

⑤交付決定及び交付額の確定

雲仙市福祉課は、提出された書類を確認後、交付決定通知書兼交付額確定通知書を訪問看護ステーションへ、写しを利用者へ送付します

⑥補助金の支払い

交付決定及び交付額の確定を受けた訪問看護ステーションは、交付請求書を雲仙市福祉課へ提出します。後日、補助金を訪問看護ステーションへ交付します

問い合わせ先・申請先

雲仙市役所 福祉課 障がい班
〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊 582
TEL 0957-47-7871